

沖縄県警察嘱託医会について

沖縄県警察嘱託医会会長・検案認定医 金城 國昭

①沖縄県警察嘱託医会設立の経緯

沖縄県警察嘱託医会は県警察本部長から委嘱された県下各警察署の嘱託医を会員として昭和57年に設立され、今年で24年目を迎える。その目的は会則にあるように主として検案業務を通して警察の捜査に側面的に協力することである。

沖縄県警では本土復帰前の昭和31年に「法医学顧問制度」を発足させ、日本法医学会から法医専門家を招へいして変死体の解剖、検案を実施してきたが、昭和57年に琉球大学に医学部が設置され法医学教室が開設されると共に『顧問制度』は廃止になり、死体解剖については琉球大学法医学教室が担当し、死体検案は各地の勤務医或いは開業医に委嘱されることになり、警察嘱託医制度がスタートした。

②法医学顧問制度について

沖縄県独特の「法医学顧問制度」は昭和31年に発足した。当時の沖縄は米国の軍政下にある琉球政府の時代で医師数が極端に不足して全国平均の40%にも満たず法医専門家は皆無、僅かに病理学教室で研鑽を積まれた外科医の故長浜真徳先生、横浜監察医務院で監察医助手の経験がある故新垣清栄先生により解剖鑑定が行われ、検案業務は公務員医師、開業医師に依頼して実施されていた。而しながら只でさえ多忙な医師の協力を得ることは容易ではなく、又昭和32年から新刑事起訴法が施行されるという事もあり、警察行政の円滑な運営、公訴の維持の為に法医学専門医を常勤的に確保する必要があり、当時の警察局長が本土政府及び日本法医学会に対して再三に亙り陳情して漸く法医学顧問の常駐が実現される事となった。顧問医は日本法医学会の特別配慮により、全国の大学

から助教授クラスが半年～2ヶ年の交代で派遣され、初代東大出身の松沢茂隆氏から第27代の永盛琉大教授までの26年間継続した。

県出身者としては、小生が第4代（昭和36年～昭和40年）第5代熊本大出身の洲鎌孝志氏（昭和41年～昭和45年）が公務員医師の身分で担当した。

③警察嘱託医による死体検案について

嘱託医の任務は主として死体検案である。（一部会員の中には留置人の診察・治療、被疑者採血、採尿検査、警察署員の健康管理等を兼務している者もいる）

周知のように医師が死体を外表から検査する行為を検屍（死）（死後診察）といい、検屍により得られた医学的所見と死亡時の状況、既往歴等を勘案して、死因、死因の種類、死亡時刻、法医学的異常の有無等を判断することが死体検案（死後診断）であり、その対象は多くの場合所謂広義の変死体（異状死体）である。警察に対する異状死体の通報は一般人、救急隊員からのものを除けばその大半が病院・診療所の医師からのものである。

通報を受けた所轄警察署はその死体が犯罪によるものかどうかを判断する為に検視を行なう。その結果犯罪死体や犯罪に起因する疑いのある死体は司法解剖又は行政解剖により精査され、非犯罪死体で病死と判断されると警察本部刑事調査官（検死官）の裁決を経て嘱託医による死体検案が行われることになる。

尚死体検案は嘱託医に限らず医師であればその専門に関係なく誰でも可能で、現在ところ特別な資格要件もなく、応招義務の規定は明記されていないが、検案要請があれば積極的に応ず

るのが望ましいと考えられる。

④県内の嘱託医による検案件数の推移

嘱託医会発足当初の昭和57年の検案件数は134体であったが、年々増加して平成17年には1,009体に達している。

嘱託医の人数は各警察署の規模管轄地域によって異なるが、1～4名程度で前記したように現在会員数は40名である。これだけの人数で年毎に増加する検案事例に対応するのは容易なことではなく日常の診療業務にかなりの支障を来しているのが実状である。

而し乍ら死体検案は死亡診断（歯科医師・助産婦も特殊な場合可能）と異なり医師のみに任せられる医学的専決行為であり又検案書が発行されない限り死後の諸手続き（行政への届出、戸籍の抹消、埋火葬、葬儀の準備、保険金請求等）が滞る事になり、又一刻も早く遺体を引き取り度いという遺族の希望、更に検案及び検案書発行を以って捜査員の業務も完了となることを考慮すると我々嘱託医としては休日、時間外を問わず早急に対応するよるに努めている所である。

⑤おわりに

平成7年4月、各都道府県の嘱託医会（県により、警察医会、警察協力医会、警察検案医会等呼称はまちまちである）の上部組織として日

本警察医会が発足した。当県もこれに加入、各県警医会とお互いの活動状況や、検死業務についての意見交換をして新しい法医学知識の修得と検案技術の向上を計っている。県嘱託医会としては年1回総会を開催、警察関係者との情報交換や、会員相互の連携親睦を深めるとともに、琉大法医学教室にお願いして検案実務に益するような教育講演をしていただいている。

最近の社会情勢は景気の低迷、高失業率、少子高齢化の進行、核家族化、災害の多発等で自殺者が3万人を超え、老人の孤独死、事故死、災害死の増加、又医師の「異状死体届出義務」の拡大解釈（色々議論がある）による届出増加等で検案業務は益々多忙となると予測されるが、医師会としても生体の診察・治療という臨床面の問題だけでなく人の厳粛な終点である死に係わる医師の責務、公共の福祉、治安維持等に医師として果たすべき役割についても今一度視点を向けていただきたいと考えている。尚、嘱託医の報酬は年1回警察本部から支給される僅かの謝金であり、これはそのまま会費として納入され、検案及び検案書料は遺族負担となっていてどちらかと云えばボランティア的出務となっていることは否めない。県医師会においては嘱託医会の活動内容とその実状をご理解の上、学校医部会等と同様に医師会の一分科会として応分のご配慮とご指導をお願いしたい。

役職	氏名	医療機関名
会長	金城 國昭	医) 禄寿会 介護老人保健施設 禄寿園
副会長	中村 義清	中村医院
理事	普天間 稔	普天間内科医院
理事	田畑 幹義	田畑医院
理事	新垣 義一	新垣医院
理事	眞境名豊次	一人医) からし種会 豊見城医院
監事	多々羅靖弘	浦添中央医院
監事	高石 利博	医) ノーブル ノーブルメディカルセンター

沖縄県警察嘱託医会役員名簿